乳癌最新情報カンファランス会則

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、乳癌最新情報カンファランス（英文名 Breast Cancer Conference -Up to Date）（以下「本会」）という。

（事務局）

第２条　本会は、川崎医科大学乳腺甲状腺外科学に事務局を設置する。

第２章　目的および事業

（目的）

第３条　本会は、乳腺疾患に関する最新の医学情報の提供と教育を行い、もって該当疾患患者の適切な診断と治療の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一　教育セミナーの開催

二　フォーラムディスカッション

三　その他目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第５条　本会には、正会員と賛助会員を置く。

一　正会員　：本会の目的に賛同する医療従事者で、入会した者

二　賛助会員：本会の行う事業を賛助する団体または個人で、本会の目的に賛同して入会した者

（入会）

第６条　会員になろうとする者は、細則に定める当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を代表世話人に提出し、世話人会の承認を得なければならない。

（会費）

第７条　会員は世話人会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第８条　会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

一　退会したとき。

二　死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき、または本会が解散したとき。

三　除名したとき。

（退会）

第９条　会員が退会しようとするときには、退会届を代表世話人に提出する。

（除名）

第１０条　会員が次の各号の一つに該当するときは、世話人会の議決を経て、代表世話人がこれを除名することができる。

一　会費を３年以上滞納したとき。

二　本会の会員としての義務に違反したとき。

三　本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第４章　　役員

（役員）

第１１条　本会に、次の役員を置く。

一　代表世話人１名

二　世話人若干名

三　会計

四　監事

五　顧問

（役員の選任）

第１２条　世話人は世話人会にて正会員から選出される。任期は３年とし再任を妨げない。

２　代表世話人は、世話人の互選によって選出される。任期は３年とし再任を妨げない。

３　会計は、代表世話人が任命する。任期は３年とし再任を妨げない。

５　監事は世話人もしくは正会員から理事会にて選出される。

（当番世話人の職務）

第１３条　代表世話人は、本会の業務を総理し本会を代表する。

２　代表世話人は、世話人会の了承を得て各種委員会を設置できる。

（理事の職務）

第１４条　世話人は、世話人会を組織し、世話人会の権限に属せしめられた事項を決議し、執行する。

２　世話人の一人は、庶務を務め任にあたる。

３　世話人の一人は学術集会の開催にあたり当番世話人としてこれを担当する。

（監事の職務）

第１５条　監事は、本会の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

一　本会の財産の状況を監査すること。

二　世話人の業務執行の状況を監査すること。

三　財産の状況または業務の執行につい不正の事実を発見したときは、これを世話人会に報告すること。

四　前号の報告をするために必要があるときは、世話人会を召集すること。

第５章　　会議

（世話人会の召集等）

第１６条　世話人会は、年１回以上代表世話人が召集する。ただし、世話人の過半数から会議に付議すべき事項および理由を示して理事会の開催を要求されたときは、代表世話人は、その請求を受理したのち遅滞なくこれを召集しなければならない。

第１７条　世話人会の議長は代表世話人とする。

第１８条　世話人会は、世話人の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
ただし、当該議事につき書面または委任状によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第６章　　資産および会計

（資産の構成）

第１９条　本会の資産は、次のとおりとする。

一　設立当初の財産目録に記載された財産

二　会費

三　資産から生じる収入

四　事業に伴う収入

五　寄付金品

六　その他の収入

（資産の管理）

第２０条　本会の資産は、世話人会の議決を経て代表世話人が管理する。

２　基本財産のうち現金は、世話人会の議決を経て、確実な方法により、代表世話人が保管する。

（経費の支弁）

第２１条　本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画および収支予算）

第２２条　本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表世話人が編成し、世話人会の議決を経て実行される。

（会計年度）

第２３条　本会の会計年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月３１日に終わる。

（決算）

第２４条　本会の事業に伴う収支決算は代表世話人が作成し、世話人会の承認を得なければならない。

第７章　　会則の変更および解散

（会則の変更）

第２５条　この会則は、世話人会における世話人現在数の４分の３以上の議決を経なければ変更することはできない。

（解散）

第２６条　本会は、世話人会における現在数の４分の３以上の議決を経なければ解散することはできない。

（残余財産の処分）

第２７条　本会の解散に伴う残余財産は、本会の目的に沿う団体に寄付するものとする。

第８章　　学術集会

（運用）

第２８条　学術集会は当番世話人によって計画される。

（補足）本会発足時の役員は以下の通りとする。

幹事

植野　映	筑波大学臨床医学系乳腺甲状腺内分泌外科
福富隆志（代役明石定子）	国立がんセンター中央病院総合病棟部
牧野春彦	新潟県立がんセンター外科
遠藤登喜子	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター放射線科

監事

遠藤登喜子	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター放射線科

乳癌最新情報カンファランス細則

（年会費）

第１条　　正会員の年会費について、以下のとおり定める。

　　正会員の年会費は千円とする。

　　２　　この会則は、1999 年 10 月１日をもって発効する。

附則

第１条　　変更された会則は、2012 年８月４日を以て発効する。

　２　　変更された会則は、2016 年６月９日を以て発効する。

現在の組織構成（2018 年７月 25 日）

代表世話人	紅林　淳一	川崎医科大学乳腺甲状腺外科学
監　　事	遠藤登喜子	国立病院機構東名古屋病院乳腺科
世　話　人	野口眞三郎	大阪大学大学院医学系研究科乳腺内分泌外科学
	佐伯　俊昭	埼玉医科大学国際医療センター乳腺腫瘍科
	徳田　　裕	東海大学医学部乳腺内分泌外科
	藤本　泰久	吹田徳州会病院乳腺外科
	小川　朋子	三重大学医学部附属病院乳腺センター
	宮良球一郎	宮良クリニック
	大野　真司	がん研有明病院乳腺センター
	岩田　広治	愛知県がんセンター中央病院乳腺科
	藤森　　実	国立病院機構信州上田医療センター乳腺内分泌外科
	渡邉　良二	糸島医師会病院乳腺センター
	野口　昌邦	金沢医科大学病院乳腺・内分泌外科
	伊藤　研一	信州大学乳腺内分泌科
	山本　　豊	熊本大学大学院生命科学研究部乳腺・内分泌外科
	田口　哲也	京都府立医科大学内分泌・乳腺外科
	山下　啓子	北海道大学病院乳腺外科
	三好　康雄	兵庫医科大学乳腺・内分泌外科
	矢形　　寛	埼玉医科大学総合医療センターブレストケア科
	石川　孝	東京医科大学乳腺科学分野
	佐治　重衡	福島県立医科大学腫瘍内科学
	武井　寛幸	日本医科大学乳腺外科
	石田　孝宣	東北大学乳腺・内分泌外科
	高橋　俊二	がん研究会有明病院総合腫瘍科
会　　計	中島　一毅	川崎医科大学　総合外科学
顧　　問	植野　　映	つくば国際ブレストクリニック
	園尾　博司	川崎医科大学附属病院
	岩瀬　弘敬	熊本大学大学院生命科学研究部乳腺・内分泌外科